

主要記事の要旨

日本・EU関係の進展と課題 — 経済・通商分野を中心に —

岩 城 成 幸

- ① 日本とEU（欧州連合）の関係は、現在、「問題がないことが問題」と言われるほど良好である。しかし、過去50年の日本・EU/EC（欧州共同体）関係を振り返ってみると、貿易摩擦の時期がかなり長く続いた。特に、1970年代半ばから1990年代前半にかけての時期は、貿易摩擦が深刻であった。
- ② 貿易不均衡問題が、政治問題化するきっかけとなったのは、1976（昭和51）年10月の経団連「土光訪欧ミッション」であった。土光ミッションは欧州各地で、貿易不均衡に対する厳しい批判を浴びるとともに、早急な対応を迫られた。1979（昭和54）年には、日本人を「ウサギ小屋に住む仕事中毒」と揶揄したECの内部文書が暴露された。
- ③ 1980年代初頭には、フランス市場で、日本製ビデオ・テープ・レコーダー（VTR）が締め出される（「ポワチュの戦い」）など、貿易摩擦問題が再燃した。EC側から輸出自主規制や市場開放を強く求められた我が国は、日本経済の構造を輸出主導型から内需主導型へと転換していく決意（「前川レポート」）を、内外に示した。
- ④ 1990年代に入ると、冷戦構造の崩壊や「平成デフレ」に伴う構造調整の進展等もあって、激しかった対EU貿易摩擦問題にも、変化が現れた。1991年7月の「日本・EC共同宣言」（ハーグ宣言）は、日欧が対等のパートナーとして、経済面だけでなく、政治、社会、文化、科学技術等の面も含めて、多角的な協力関係を構築していくことを呼びかけたものであり、その後の新しい日本・EU関係のスタート台となった。日欧貿易摩擦が深刻であった1980年代にあっては、とても、貿易・経済問題以外の分野での関係強化や、対話の活性化を、日本側から呼びかけうる雰囲気ではなかった。
- ⑤ 21世紀に入る頃から、日本・EU関係にも新たな変化が認められるようになった。2001（平成13）年には、今後10年の日欧協力の基本方針を定めた「日本・EU協力のための行動計画」が採択された。ただ、貿易不均衡問題が完全に解決されたというわけではない。
- ⑥ 日本とEUの間には、いくつもの対話のチャンネルが設けられている。その1つが「日本・EU議員会議」である。同会議は、貿易摩擦が深刻化していた1978（昭和53）年に、日本の国会と欧州議会が、両国間の懸案事項等について、定期的に協議するために設けられたものである。今年で28回目を迎えた同会議では、日欧協力、経済・貿易問題、政治情勢、外交・安全保障、教育、科学技術等、多方面のテーマが議論されてきた。
- ⑦ 現在、日本・EU関係は良好であるが、懸案事項がないというわけではない。例えば、対中国武器輸出解禁問題、新たな化学物質規制（REACH規制）、独占禁止法の適用強化、国際会計基準問題、死刑廃止問題等が挙げられる。

日本・EU関係の進展と課題

— 経済・通商分野を中心に —

岩 城 成 幸

目 次

はじめに

- I 拡大EUと日本 —経済面から見た現状—
 - II 日本とEUの経済・通商関係史 —貿易摩擦から協調へ—
 - 1 貿易摩擦の時期
 - 2 関係改善の時期
 - 3 対話と協力の時期
 - III 日本・EU議員会議 —日本・EU交流史の一側面—
 - 1 主な日本・EUの対話チャンネル
 - 2 日本・EU議員会議の沿革
 - 3 「第28回日本・EU議員会議」の概要
 - IV 日本・EU間の主な懸案事項
 - 1 対中国武器輸出解禁問題
 - 2 新たな化学物質規制（REACH規制）
 - 3 独占禁止法の適用強化
 - 4 国際財務報告基準問題
 - 5 その他
- おわりに —東アジアと拡大EUの経験—

はじめに

EU（欧州連合）は、今年（2007年）、その前身たるEEC（欧州経済共同体）の設立⁽¹⁾から50周年を迎えた。また、1月には、ルーマニアとブルガリアがEUに正式加盟し、EUは、27カ国となった⁽²⁾。第5次拡大（東方拡大）を完了した現時点で、EUは人口だけではなく、経済規模においても、米国を凌ぐまでになった⁽³⁾。貿易規模においてもEUは、世界貿易の37%強⁽⁴⁾を占めるに至った。

日本とEUとの関係は、1970年代半ばから1990年代前半にかけての貿易摩擦に代表されるように、「摩擦の歴史⁽⁵⁾」であったと言われる。しかし、冷戦構造の崩壊以降は、日本経済の構造調整が急速に進展したことや、我が国企業の対EC（欧州共同体）投資が増加したこと、さらには、EUが対日輸出拡大に努めたこと等から、両国関係は、「対話と協力」の関係へと変化していった⁽⁶⁾。

21世紀に入ってから、両国は、相互に「戦略的パートナー」（strategic partners）⁽⁷⁾として認め合い、未来志向の協力関係を構築すべく努力している。

日本・EU関係は、現在、「問題がないことが問題⁽⁸⁾」と言われるほど良好である⁽⁹⁾。しかし、「良好」という言葉の意味は、貿易摩擦のような早急に対処しなければならない喫緊の課題がない、といった程度の意味であり、問題がないということではない。喫緊の課題がない場合には、ややもすると、相手に対する関心も薄れがちである。

以下では、まず、我が国とEUの関係史を、主に経済・通商面から振り返ってみる。次に、日欧対話チャンネルの1つである「日本・EU議員会議」の沿革と現状について述べる。最後に、現在の日本・EU関係の課題等について整理する。

I 拡大EUと日本

— 経済面から見た現状 —

日本とEUの経済・通商関係史を振り返る前に、まず我が国と拡大EUの主な経済指標を比較しておこう。表1は、EU、日本、米国のGDP等を比較したものである。EUが、米国を凌ぐ巨大な政治・経済統合体となっていることがわかる。

日本の主要貿易相手国（2006年）は、米国（全

(1) 厳密には、EECの設立を決めたローマ条約（欧州経済共同体設立条約）の調印（1957年）から50周年である。

(2) 加盟国が27カ国に達した拡大EUの現状と諸課題については、拙稿「拡大EU論」『拡大EU — 機構・政策・課題 総合調査報告書』（調査資料2006-4）国立国会図書館調査及び立法考査局，2007，pp. 3-11.を参照。

(3) 世界のGDPに占めるEUの割合は31.2%、米国のそれは28.6%である。

(4) 「統計：27カ国となったEU」『国際貿易と投資』No.67, 2007 春, p.144.

(5) 石川謙次郎『ヨーロッパ連合への道』日本放送出版協会，1994，pp.214, 217.

(6) 大平和之「日本-EU通商・経済関係」植田隆子『21世紀の欧州とアジア』勁草書房，2002，p.105.

(7) EU Commission President Barroso, "EU-Japan: A Mature Relationship with Untapped Potential." Tokyo, 21 April 2006. <http://www.europa-eu-un.org/articles/en/article_5918_en.htm>

(8) European Policy Centre (EPC), "EU-Japan: Prospects for the Future." 2004. <<http://www.epc.eu/en/er.asp?AI=417&LV=293&PG=ER/EN/detail&TYP=ER&see=y&t=2>>; Axel Berkofsky, *The EU and Japan: a Partnership in the Making*. EPC Issue Paper No. 52, February 2007, p.23.

(9) 外交に関する世論調査によれば、我が国で、EUとの関係が「良好である」と思っている人の割合は64.4%である（内閣府大臣官房政府広報室『外交に関する世論調査』2007，p.44.）。また、EU 4カ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア）における日本のイメージは、概ね好意的な見方が定着しているという。信頼度（「日本は信頼できるか」との問いに対する答え）も、引き続き高い（平均で86%。イタリア96%、英国72%、ドイツ88%、フランス89%）（外務省「EU 4カ国における対日世論調査（概要）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/6/1174179_806.html>）。

表1 EU、日本、米国の主要経済指標比較 (2005年)

	E U (27カ国)	日 本	米 国
G D P (国内総生産・名目)	13兆6,372億ドル (*) (日本のGDPの約3.3倍)	4兆5,545億ドル	12兆3,979億ドル (日本のGDPの約3倍)
人 口	4億9,280万人	1億2,706万人	2億9,641万人
1人当たりGDP	2万7,673ドル	3万5,650ドル	4万1,789ドル
GDP伸び率 (実質)	2.9%	2.6%	3.2%
世界貿易に占める割合	37.8%	5%	12%
面 積	424万km ² (日本の面積の約11倍)	37.8万km ²	963万km ² (日本の面積の約25倍)

(*) 2006年のEUの名目GDPは、14兆4,719億ドル、1人当たりGDPは、2万9,366ドルであった。

(出典) ジェトロ「EU統計」〈http://www.jetro.go.jp/biz/world/europa/eu/stat_01/〉; 「各国の国内総生産・国民所得」『海外経済データ』2007.9, p.138.; その他より作成。

体に占める割合18.7%)、中国 (同18.2%)、EU (同13.2%)、韓国 (同6.7%) の順になっており、EUは、米国、中国に次ぐ重要な位置を占めている。一方、EUの主要貿易相手国 (2006年) は、米国 (同17.7%)、中国 (同10.1%)、ロシア (同8.3%)、スイス (同6.3%)、日本 (同4.8%) の順である⁽¹⁰⁾。EUの対外貿易においては、中国が、日本以上に大きな存在となっている⁽¹¹⁾。

日米経済関係と比べた場合の、日・EU経済関係はどうであろうか。2005年の我が国の対EU輸出額は、878億2,300万ドル、輸入額は、589億8,600万ドル、対EU投資額 (残高) は、883億4,300万ドルであった。これに対し、同年の我が国の対米輸出額は1,342億ドル、対米輸入額は641億9,900万ドル、対米投資額 (残高) は、1,495億2,800万ドルであった⁽¹²⁾。

我が国にとって、現状では、まだ米国の方がより大きな存在であると言えよう。なお、EU (27カ国) に進出している日系企業数は、2005年現在で、3,168 (うち製造企業は764)⁽¹³⁾である。

II 日本とEUの経済・通商関係史

— 貿易摩擦から協調へ —

1960年代以降の我が国とEC/EUの経済・通商関係史は、いくつかの時期に分けることができる。時期の分け方はいろいろあるが、以下では、(1) 貿易摩擦の時期、(2) 関係改善の時期、(3) 対話と協力の時期、というように分けることにする (表2参照)。

1 貿易摩擦の時期

(1) 1960年代 — 「トランジスタ・セールスマン」の批判 —

我が国とECとの正式な外交関係が樹立されたのは、1959 (昭和34) 年のことで、我が国の駐ベルギー大使が、EEC、ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体)、EURATOM (欧州原子力共同体) の日本政府代表に任命された。しかし、1960年代には、EECが域外の第三国との通商交渉権限を持っていなかったこともあり、日本とECと

(10) European Commission Trade DG, "Japan's Trade Balance with Main Partners; EU Trade with Main Partners." 〈http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/september/tradoc_113403.pdf〉

(11) 平成19 (2007) 年2月～3月に、外務省がEU4カ国で行った対日世論調査によれば、「これから重要になる域外パートナーは」との質問に対する答えは、中国39%、米国27%であり、日本は9%にすぎなかった (「EU4カ国における対日世論調査 (概要)」前掲注(9))。

(12) 前掲注(4) p.129.

(13) 「欧州への進出日系企業数」『EU事情と日・EU関係』外務省, 2007.2, p.41. 〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/jijyou_kankei.pdf〉

表2 日本・EU関係年表

時期	年 月	事 項	
貿易摩擦の時期	1959 (昭和34) 年	駐ベルギー日本大使を、EEC等の日本政府代表に任命	
	1962 (昭和37) 年	ドゴール大統領、池田勇人首相を「トランジスタ・セールスマン」と評する	
	1970 (昭和45) 年	第1回日本・EEC通商協定締結交渉	
	1972 (昭和47) 年 2月	マルファッティ欧州委員会委員長来日	
	1973 (昭和48) 年 5月	大平外相、ECを訪問 (年2回の日本・ECのハイレベル協議に合意)	
	1974 (昭和49) 年 7月	駐日EC委員会代表部開設 (エルンスト代表)	
	1976 (昭和51) 年10月	土光・経団連訪欧ミッション (各地で対日批判を浴びる)	
	同 11月	吉野書簡発出 (日本・EC間の貿易上の諸問題について、日本政府、見解をEC側に伝達)	
	1978 (昭和53) 年 7月	第1回日本・EC議員会議 (於：ルクセンブルク)	
	1979 (昭和54) 年 1月	ベルギー大使館より分離・独立した日本のEC代表部を、ブラッセルに設置	
	同 年	ウサギ小屋騒動 (EC委員会の内部文書による日本批判)	
	1980 (昭和55) 年11月	EC外相理事会、対日関係を審議 (日本に対し、効果的な輸出抑制と輸入の増加を要求)	
	1982 (昭和57) 年	「ポワチュの戦い」(フランスによる日本製VTRの締め出し)	
	同 2月	欧州委員会、日本をGATT協約違反で提訴	
	1984 (昭和59) 年 5月	第1回日本・EU閣僚会議開催 (於：ブラッセル)	
	関係改善の時期	1986 (昭和61) 年	「前川レポート」(「経構研」報告書) (内需主導型の経済への転換を提言)
		1987 (昭和62) 年12月	日本・EC産業協力センター (東京) の設置を決定
1989 (平成元) 年 2月		「日本と欧州原子力共同体との間の制御核融合協力協定」に署名	
1990 (平成2) 年		クレソン欧州問題担当相、「日本は敵である」と非難	
1991 (平成3) 年		冷戦構造の崩壊、バブル経済の崩壊	
同 7月		「日本・EC共同宣言」(ハーグ宣言)	
1994 (平成6) 年		日本・EU規制改革対話開始 (双方で、規制改革提案書を提出し、話し合う)	
2000 (平成12) 年 1月		河野外相フランスで講演し、「ミレニアム・パートナーシップ」を訴える	
2001 (平成13) 年		「日本・EU協力のための行動計画」スタート	
2002 (平成14) 年 4月		ブローディー・欧州委員会委員長来日、国会で演説。	
2003 (平成15) 年 2月		第3次「EU Gateway to Japan」(対日輸出促進) キャンペーン開始	
2005 (平成17) 年		日本・EU市民交流年	
対話と協力の時期		2006 (平成18) 年	日本・EU環境高級事務レベル会合
		2007 (平成19) 年 1月	安倍首相、バローゾ欧州委員長と会談 (於：ブリュッセル)
		同 3月	平成18年度日本・EU規制改革対話 (於：ブリュッセル)
		同 5月	日本・EUトロイカ外相協議
		同	第28回日本・EU議員会議 (於：東京)
	同 6月	第16回日本・EU定期首脳協議 (於：ベルリン)	

(出典) European Commission, "Chronology of EU-Japan Relations." (http://ec.europa.eu/external-relations/japan/intro/chronology.htm); その他より作成。

の経済・通商関係は、基本的にはEC構成メンバー国との二国間関係とならざるをえなかった⁽¹⁴⁾。

1960年代半ばまでの日本・ECの貿易収支は、赤字と黒字が交互に続いていた。ところが、1969（昭和44）年を境に、日本・ECの通商関係は、日本側の黒字、EC側の赤字というパターンが、定着することになる⁽¹⁵⁾。また、日本の輸出が、エレクトロニクス等特定産業分野に集中する傾向も見られるようになったことから、欧州は、日本を競争相手として強く意識するようになる⁽¹⁶⁾。当時の欧州の対日感情は、1962（昭和37）年にフランスを訪問した池田勇人首相（当時）を、ドゴール大統領が「トランジスタ・セールスマン⁽¹⁷⁾」という言葉で表現したことから、うかがい知ることができる。

1964（昭和39）年は、東京オリンピックが開催された年であるが、この年に、日本は、先進国グループとも言われるOECD（経済協力開発機構）に加盟した。1968（昭和43）年には、日本のGNP（国民総生産）が西ドイツを抜いて世界第2位（社会主義諸国は除く）となり、1970（昭和45）年には、大阪で万国博覧会が開催された。

(2) 1970年代 — 貿易不均衡の政治問題化 —

◆ 貿易摩擦の始まりと「対話の制度化」

1970年に、対外通商交渉権限が欧州委員会に委譲されたことから、日本とECとの間で、包括的な貿易協定締結交渉が始まった。我が国は、対日差別措置の撤廃をEC側に強く要求し

たが、進展は見られず、交渉は中断した⁽¹⁸⁾。

70年代半ば以降、我が国の特定商品（鉄鋼、ボールベアリング等）の輸出が急増したこともあって、EC側は、日本の輸出を集中豪雨的（レーザービーム的）⁽¹⁹⁾だと非難し、国内特定産業の保護を口実に、貿易制限措置やアンチ・ダンピング課税を実施するようになった。

貿易不均衡の拡大は、一方で、日本・EC間の「対話の制度化」を促すきっかけともなった⁽²⁰⁾。1973年5月に大平外相（当時）がEC委員会を訪問した際に、年2回の日本・ECハイレベル協議の開催がきまった⁽²¹⁾。また1974（昭和49）年には、駐日欧州委員会代表部が東京に設置された⁽²²⁾。

◆ 「土光訪欧ミッション」と「ウサギ小屋」

1976（昭和51）年10月、経済団体連合会（経団連）の訪欧ミッション（団長：土光敏夫会長、団員等25名）が、英国のほか、西ドイツ、フランス、ベルギーのEC各国を歴訪した。土光ミッションは、各国で、貿易不均衡に対する厳しい批判を浴びると同時に、対日輸出障壁等に対する改善を強く求められた。

土光ミッション参加者の1人は、当時の様子を、次のように述べている。「われわれはできるだけ辛抱して相手国の述べるところをじっと聞き、無用の反論は慎んだ。しかし余りに誤解が多数あるので、今後とも各方面で協議を続ける必要性を痛感した⁽²³⁾」。誤解を含んだ対日批判と対日感情の悪化に、参加者ばかりでなく、

(14) 大平 前掲注(6) pp.106, 107.

(15) 田中俊郎「1990年代における日本・EU関係の発展」『法学研究』73巻1号, 2000.1, p.3; Kazuhiko Togo, *Japan's Foreign Policy, 1945-2003*. Brill: Leiden, 2005, p.264.

(16) Julie Gilson, *Japan and the European Union*. London: Macmillan Press LTD, 2000, p.23; 土屋六郎監修『EC統合と日本』中央経済社, 1993, p.88.

(17) Togo, *op. cit.* p.263.

(18) Albrecht Rothacher, *Economic Diplomacy between the European Community and Japan 1959-1981*. Aldershot: Gower, 1983. pp.154-155.

(19) 木村崇之「日本とEUの関係」柏倉康夫ほか『EU論』放送大学教育振興会, 2006, p.207.

(20) Gilson, *op. cit.* p.26.

(21) 「大平外務大臣のEC委員会訪問に際しての共同コミュニケ」『国際問題資料』No.2, 1973.6, p.4.

(22) 田中俊郎『なぜヨーロッパと手を結ぶのか』三田出版会, 1996, p.31.

日本政府も愕然とした（「土光ショック」）のであった。

土光訪欧ミッションをきっかけに、日欧の貿易不均衡問題は、一気に政治問題化していった。政治問題化した理由の1つとして、我が国の対EC輸出額が輸入額の2倍にも達していたことや、対EC貿易黒字額が30億ドルという限界ラインを突破したこと等が指摘されている⁽²⁴⁾。我が国としては、自由貿易の原則に沿った解決策の拡充、縮小均衡ではなく拡大均衡によって、貿易不均衡を解決すべきこと、さらには、対日輸出を拡大させるために、EC側も努力する必要があること等を、基本的立場として示した。あわせて、実行可能な貿易不均衡改善策（輸出自主規制と輸入手続きの簡素化による輸入促進等）をとることを、EC側に伝えた⁽²⁵⁾。

貿易不均衡に対するEC側の苛立ちは、時に、露骨な感情的反発となって現われることもあった。1979年に、欧州委員会の内部文書が、日本人を「ウサギ小屋に住む仕事中毒⁽²⁶⁾」と揶揄していることを、英国の新聞がスッパ抜いて、騒ぎとなった。日本人は、ウサギ小屋（rabbit hutch）のような小さな家に住んで働き続けているため、とても欧州諸国は、日本との競争に勝てるわけがないというのである⁽²⁷⁾。

こうした非難の底流に流れていたものは、日本はグロテスクで、欧米諸国とは全く違うシステムの世界であるという「日本異質論」であった。当時、欧州は「石油ショック」の打撃を受

けていたこともあり、将来に対する悲観的な見方（ユーロ・ペシミズム）が蔓延していた⁽²⁸⁾。

(3) 1980年代 — 貿易摩擦の再燃・激化 —

◆「ポワチェの戦い」

1980年代に入ると、我が国の対EC貿易黒字は大幅に増加し、年間100億ドルを超えた。しかも、貿易収支の黒字額が、ECからの輸入額を上回るという事態が、1988年頃まで続いた（表3参照）。貿易摩擦は、工作機械、VTR（ビデオ・テープ・レコーダー）、自動車、半導体等々の分野にも広がっていった。

EC側は、貿易不均衡の原因を、日本市場の閉鎖性（基準・認証、流通機構の複雑さ・不透明さ、系列、さらには経済活動を歪曲する土地価格等）に求めるようになった。ECは、特定輸出品目の急増を抑制するように要求すると同時に、日本側に市場の開放、輸入拡大を強く迫った⁽²⁹⁾。

EC側の貿易不均衡に対する焦燥感が極限に達したことを、象徴的に示したのが、1982年10月から1983年4月にフランスで起きた「ポワチェの戦い」であった。フランスは、通関文書等にフランス語の使用を義務づけたばかりでなく、EC域外から輸入されるVTRの輸入通関手続きを、フランス内陸部の事務処理能力のほとんどないポワチェの小さな税関事務所に一元化する措置をとった。これは実質的な輸入制限措置であって⁽³⁰⁾、実施後1カ月で、日本製VTR約6万台が倉庫にあふれかえった⁽³¹⁾。当時、

(23) 居林次雄「厳しい対日貿易インバランス批判」『世界週報』57巻46号、1976.11.23、p.46。

(24) Rothacher, *op. cit.* p.297.

(25) 「吉野外務審議官発グンデラックEC委員宛書簡（骨子）」『国際問題資料』No. 12、1976.12、pp.11-12.; 外務省編『昭和52年版 わが外交の近況 上巻』1977、p. 181.; Gilson, *op. cit.* p.24.

(26) Jean-Pierre Lehmann, "France, Japan, Europe and Industrial Competition: The Automotive Case." *International Affairs*, Vol.68, No.1, 1991.1, p.41.

(27) Rothacher, *op. cit.* pp. 258-259.; 久保広正『貿易入門』日本経済新聞社、1997、p.170.

(28) 木村崇之「日・EU関係の将来」植田隆子編『EUI第1回国際会議「EUの新しいフロンティア」会議報告集』国際基督教大学社会科学研究所、2005、p.235.

(29) 杉本昭七編『日本貿易読本』東洋経済新報社、1992、p.114.; 『昭和57年版 通商白書』通商産業省、1982、p.315.

(30) 「日欧貿易」『朝日年鑑 1984年版』朝日新聞社、1984、pp.143-144.; 長谷部重康・田中友義『ヨーロッパ対外政策の焦点』日本貿易振興会、2000、p.114.

(31) 木村 前掲注(19) p. 208.

表3 我が国の対EU貿易収支の推移（1980～2005年）

（単位：億ドル，%）

	輸 出 額	輸 入 額	貿 易 収 支	対 前 年 比
1980（昭和55）年	203.14	92.02	111.12	—
1981	217.63	97.36	120.27	8.2
1982	199.01	86.78	112.23	▲ 6.7
1983	216.32	94.57	121.75	8.5
1984	223.76	107.91	115.85	▲ 4.8
1985（昭和60）年	235.26	103.39	131.87	13.8
1986	344.91	154.37	190.54	44.5
1987	427.10	193.98	233.12	22.3
1988（昭和63）年	527.50	263.21	264.29	13.4
1989（平成元）年	532.79	305.40	227.39	▲ 14.0
1990	596.27	381.59	214.68	▲ 5.9
1991	651.06	347.70	303.36	41.3
1992	679.58	340.62	339.42	11.9
1993（平成5）年	610.66	333.98	276.68	▲ 18.5
1994	619.85	391.49	228.36	▲ 17.5
1995	714.22	493.32	220.90	▲ 3.3
1996	642.37	499.67	142.70	▲ 35.4
1997	671.87	458.65	213.22	49.4
1998（平成10）年	733.64	398.22	335.42	57.3
1999	764.21	433.82	330.39	▲ 1.5
2000	805.44	476.39	329.05	▲ 0.4
2001	667.04	455.08	211.96	▲ 35.6
2002	637.82	447.60	190.22	▲ 10.3
2003（平成15）年	754.80	500.19	254.62	33.9
2004	892.96	578.97	313.99	23.3
2005（平成17）年	868.26	587.53	280.73	▲ 10.6

（注）▲印はマイナス

（出典）『平成19年版 通商白書』 pp.299-300. より作成。

フランス国内には、VTRを量産できるメーカーは存在せず、日本製VTRがフランスのメーカーに打撃を与えたという主張は、全く根拠のないものであった⁽³²⁾。

ローマ条約第30条（自由貿易の規制）に抵触するおそれのあるこのフランスの措置は、翌83年4月には撤廃された。しかし我が国は、VTRを含む特定10品目について、対EC輸出自粛措置を1983～85年まで3年間続けるといふ、実質的な輸出自主規制を余儀なくされた⁽³³⁾。

1985（昭和60）年7月30日に日本政府は、市

場アクセスの改善等を骨子とする「アクション・プログラム」を発表した。これは、「原則自由・例外制限」を基本とし、関税面・非関税面において、国際水準を上回る開放度を達成することを目的とするものであった⁽³⁴⁾。しかし、1986年頃から、ECはアンチ・ダンピング措置を多用するようになる。また、ポワチェ事件が1つのきっかけとなって、日本製品は、輸出から現地生産へと切り替わっていった⁽³⁵⁾。

1986年10月、ECは、日本の酒税制度は輸入酒に対して差別的であるとして、ガット

(32) 石川 前掲注(5) p.217.

(33) 『昭和58年版 通商白書』 通商産業省, 1983, p.284.

(34) 『第7回日本・EC議員会議報告書』 衆議院事務局, 1985, pp.10, 34.

(35) 田中俊郎「1990年代における日本・関係の発展」『法学研究』73巻1号, 2000.1, p.4.

(GATT) 提訴を行った⁽³⁶⁾。ECは、二国間協議で成果がえられない場合には、ガットに持ち込み多国間協議の場で、日本から譲歩を引き出すという戦略をとるようになった⁽³⁷⁾。

◆ 「前川レポート」

1986(昭和61)年4月に、「国際協調のための経済構造調整研究会」(座長、前川春雄・元日銀総裁)の報告書(通称「前川レポート」)が公表された。この前川レポートは、日本の経済構造を、輸出主導型から内需主導型へと転換する必要があるとして、経常収支の不均衡是正、国民生活の向上等に積極的に取り組むことを、内外にアピールした⁽³⁸⁾。

80年代半ば頃から90年代初めにかけては、我が国の対EC直接投資が急激に伸びたことから、直接投資が新たな経済摩擦の火種として浮上してきた。1984年に15.5億ドルであった対EC直接投資額は、1986年には33.2億ドル、1988年には83.3億ドル、1989年には140.3億ドルにまで増大した⁽³⁹⁾。

しかも対EC投資が、金融・保険分野に集中したことから、EC側は、雇用機会の大きい製造部門への投資を増やすよう要求すると同時に、相互主義の立場から、ECの銀行等が、日本国内で自由に活動できるようにすべきであると主張した⁽⁴⁰⁾。

1988年4月、EC外相理事会は「ECと日本の

関係」⁽⁴¹⁾に関する声明を採択したが、同声明の内容は、従来の一方的な日本批判とは異なるものであった。日本の構造調整への取組みやECからの輸入増大等が、日本・EC経済関係の改善に貢献していると評価する内容になっていた⁽⁴²⁾。

同年12月、ロードス島で開かれた欧州理事会は、「『ヨーロッパ要塞』にはならない。国際貿易の一層の自由化促進に貢献する⁽⁴³⁾」との自由貿易体制推進の方針を打ち出した。

拡大を続けてきたECの対日貿易赤字も、1989(平成元)年から2年続けて縮小した(表3参照)。

(4) 1990年代 — 協調路線の模索 —

◆ 対日強硬派クレソン大臣の対日批判

海部俊樹首相(当時)のフランス訪問をま近にひかえた1990年1月10日、フランスのクレソン欧州問題担当相は、仏経済紙のインタビューの中で、「日本が敵であることははっきりしている。規則を守らず、世界を完全に征服しようとしている⁽⁴⁴⁾」と発言し、波紋が広がった⁽⁴⁵⁾。

感情むき出しのこのようなEC側の保護主義の動きを、日本は厳しく批判したが、同時に、VTR等の輸出自主規制措置や、「アクション・プログラム」(1985年7月)に基づく関税率の引き下げ、輸入手続きの簡素化等の措置をとっ

(36) 長谷部・田中 前掲注(30), p.118.

(37) 長部重康・田中友義編著『拡大ヨーロッパの焦点: 市場統合と新秩序の構図』日本貿易振興会, 1994, p.182.

(38) 矢口芳生・岩城成幸編『産業構造調整と地域経済』農林統計協会, 1990, pp.8-9.

(39) 土屋 前掲注(16) pp.94-95.

(40) 『第10回日本・EC議員会議報告書』衆議院事務局, 1988, pp.46-47.

(41) Commission of the European Communities, *Relations between the Community and Japan* (Communication from the Commission), COM(88) 136, Brussels, 15 March 1988. <<http://aei.pitt.edu/3857>>

(42) 外務省編『外交青書 —我が外交の近況— 第32号(昭和63年版)』大蔵省印刷局, 1988, p.245.

(43) Kenjiro Ishikawa, *Japan and the Challenge of Europe 1992*. London: Printer Publishers Limited, 1990, p.11.

(44) “Japan is unfair: Cresson.” *The Globe and Mail*, 11 January 1990; 「日本は敵、仏の対日タカ派クレソン欧州問題相が発言」『朝日新聞』1990.1.13; 石川謙次郎『EC統合と日本』清文社, 1991, p.280.

(45) E・クレソン「日本は覇権主義である」D. ピエール=アンドワース(山本一郎訳)『欧州を脅かす日本』サイマル出版会, 1992, p.193; 「日本警戒論、仏で台頭」『読売新聞』1990.1.27.; Glenn D. Hook et al., *Japan's International Relations*. London: Routledge, 2001, pp.318-319.

た。さらに、貿易黒字削減を狙った総合経済対策等も打ち出し、対EC協調路線を模索した。日本企業も、欧州における貿易摩擦や保護主義化の傾向がさらに強まるのを避けるために、EC域内への直接投資の拡大に努めた。その結果、日系企業の数、1985年から約10年間で3.5倍に増えた⁽⁴⁶⁾。

貿易摩擦を生み出す品目が、鉄鋼などの素材製品から先端技術製品へと広がっていく中で、ECはダンピング提訴を連発した。その背景には、欧州がハイテク（高度技術集約）部門の技術革新で遅れをとり、その結果として、ECと日本との技術格差が拡大してしまったことが挙げられる⁽⁴⁷⁾。EC側もこの事実を深刻に受け止め、市場統合をさらに深化させることによって、技術革新と産業の競争力強化を図っていった⁽⁴⁸⁾。

2 関係改善の時期

◆ 冷戦の終結とEUの誕生、バブル崩壊

対EC貿易収支の黒字額は、旧東独での需要拡大に伴う日本からの電化製品や自動車の輸出急増、バブル崩壊に伴う高級乗用車・絵画・嗜好品等の輸入急減等によって⁽⁴⁹⁾、1991年には303.4億ドル（対前年比41.3%増）、92年には339.42億ドル（同11.9%増）にまで拡大した（図参照）。このため、対日不満が再び高まろうとしていた。しかし、こうした通商面における日欧の対立の構図に、変化をもたらすことが起きようとしていた。

1つは、冷戦の終結であった。ベルリンの壁の崩壊に代表される「冷戦構造」の終焉は、欧州全体に大きな影響を及ぼしたばかりでなく、

日本・EC関係にも変化をもたらすことになった。もう1つは、欧州統合がさらに進み、1993年11月に、EU（欧州連合）が誕生したことであった。さらに、日本経済のバブル崩壊とデフレも大きな影響を及ぼすことになった。

欧州情勢が激変する中で、我が国も、対EC関係を、経済・通商分野に限らず、もっと広範かつ包括的なものに変えていく必要がある、と考えるようになっていた。

貿易摩擦の解消が喫緊の課題であった時期（1970年代半ば～90年代前半）にあっては、日本・EC間の交渉も、貿易摩擦を緩和するための細かい実務面な話し合いに、多くの時間を割かざるをえなかった。

そのため、たとえ我が国が、大局的な見地から政治分野の問題について協議したいと望んだとしても、そうした問題を提起することは、貿易摩擦問題を回避するために、日本は、政治面での関係強化などを言い出したのではないかとEC側に勘繰られかねない状況であったという⁽⁵⁰⁾。

EC側担当者も、EC・日本の関係強化のために、当時、建設的な方法に関する議論に時間を費やすことができれば良かった、と回想している⁽⁵¹⁾。貿易摩擦が大きな問題となっていた時期にあっては、将来を見据えた大局的見地からの問題提起や話し合いは、極めて難しかったのである。それほど貿易摩擦が深刻であったとも言える。

◆ 「日本・EC共同宣言」（ハーグ宣言）と関係改善の背景

日本・EC関係の新たな枠組みづくりのきっ

(46) 木村 前掲注(19) p.211.

(47) David Phinnemore and Lee McGowan, *A Dictionary of the European Union*. Third Edition, London: Routledge, 2006, p.288.

(48) 久保 前掲注(27) p.171.

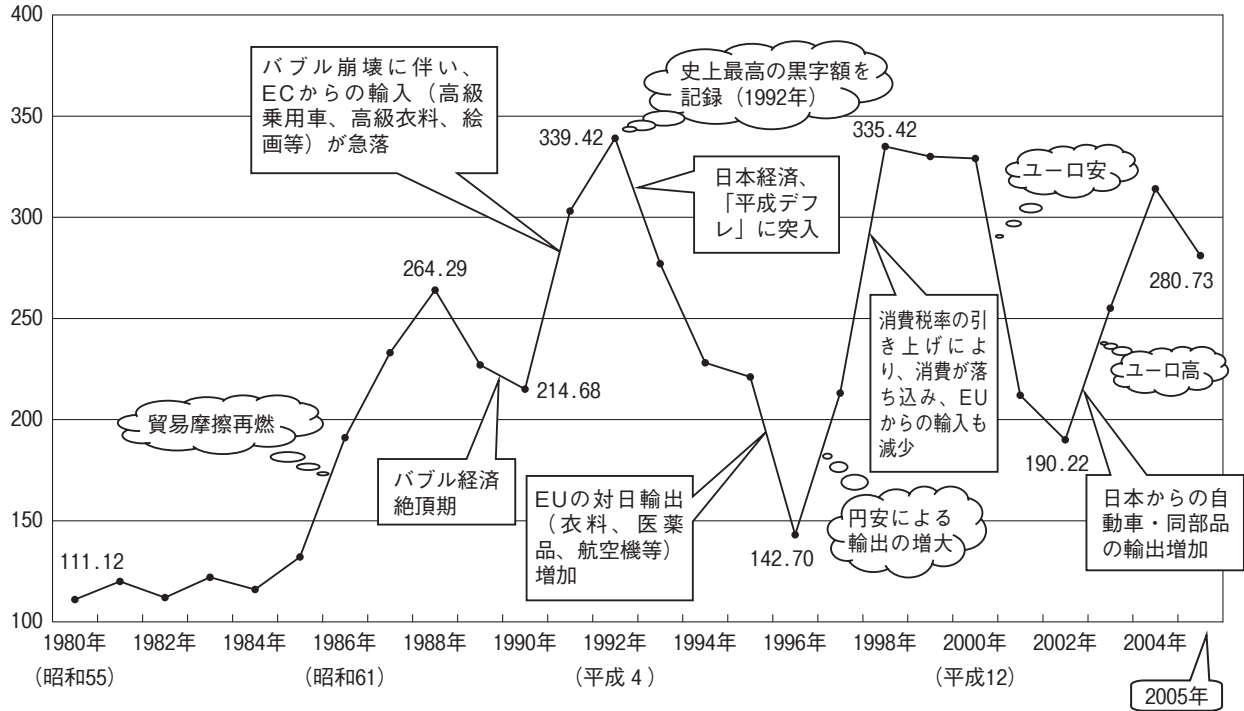
(49) 『1991年ジェトロ白書 貿易編 世界と日本の貿易』ジェトロ, 1991, p.251.

(50) 小和田恒・山室英男『外交とは何か』日本放送出版協会, 1996, p.202.

(51) 鶴岡路人「ECと日本: パートナーシップの構図」田中俊郎・庄司克宏『EU統合の軌跡とベクトル』慶応大学出版会, 2006, p.374.

図 日本・EU貿易収支の推移（1980～2005年）

（単位：億ドル）



（出典）筆者作成

かけとなったのは、1991年7月18日に出された「日本国と欧州共同体及びその加盟国との関係に関するハーグにおける共同宣言」(以下、「ハーグ共同宣言」という。)であった⁽⁵²⁾。

ハーグ共同宣言は、日欧が共通の価値観（多元的民主主義体制、市場原理にもとづく共存共栄⁽⁵³⁾）を前提に、世界的な課題に対処するために、対話の活性化と共同の貢献を打ち出した⁽⁵⁴⁾。

この宣言は、ECの対日観を転換させる一つのきっかけとなったが⁽⁵⁵⁾、日本側からこうした提案を行ったこと自体、EC側にとっては、

ある種の驚きであったと言われる⁽⁵⁶⁾。

この「ハーグ共同宣言」に基づく日本・EC協力の最初の成果が、通常兵器の移転の透明性を高めるためために、1991年秋に創設された「国連軍備登録制度」であった⁽⁵⁷⁾。日本とECは、共同で国連への決議案提出、多数派工作等も行い、可決に持ち込んだ⁽⁵⁸⁾。

1992年5月、欧州委員会は、「一貫したグローバル・アプローチ：対日関係のレビュー」⁽⁵⁹⁾と題する覚書を、閣僚理事会に提出した。同年6月には、EC理事会が、この覚書を基礎として「対日政策結論文書」を採択した。

⁽⁵²⁾ Gilson, *op cit.* p.38.

⁽⁵³⁾ 小和田・山室 前掲注⁽⁵⁰⁾ p.202.

⁽⁵⁴⁾ Gilson, *op. cit.* pp.168-169.

⁽⁵⁵⁾ 「ハーグにおける共同宣言」駐日欧州委員会代表部ホームページ
 〈http://jpn.cec.eu.int/PHP/printpage.ph...wpage_jp_relations.political.hague.php〉

⁽⁵⁶⁾ 小和田・山室 前掲注⁽⁵⁰⁾ p.202.

⁽⁵⁷⁾ 「日本=政治・安全保障関係」植田隆子編『対外関係』（EU スタディーズ1）勁草書房, 2007, p.219.; 神余隆博「日本はなぜEUと手を組むのか」『外交フォーラム』No. 168, 2002.7, p.59.

⁽⁵⁸⁾ Gilson, *op. cit.* pp.154-157.

⁽⁵⁹⁾ Commission of the European Communities, *A Consistent and Global Approach: A Review of the Community's Relations with Japan*. COM(92) 219 final, Brussels, 21 May 1992. 〈<http://aei.pitt.edu/4310/>〉

ECは、日本との協力関係が、政治、環境、科学技術などの幅広い分野で強化されつつあることを評価するとともに、貿易黒字問題についても、日本市場の閉鎖性にのみ原因があるとする従来の一方的な批判を極力避け、ECとしても対日輸出の努力を行うという方向に転じた。ただ、貿易黒字が再び拡大傾向にあることには、懸念を表明した⁽⁶⁰⁾。

我が国も、EC側が一層の市場開拓を行うこと等が、拡大的發展にとり不可欠であるとする「日本政府の対EC政策に関する基本的考え方」⁽⁶¹⁾を発表した。

1994年には、残存対日差別輸入数量規制(QR)⁽⁶²⁾が撤廃されたほか、日本・EU規制改革対話、日本・EU相互承認協定(MRA)協議⁽⁶³⁾、EUの対日輸出促進キャンペーン“Gateway to Japan”等も開始された。

1995年5月のEU閣僚理事会では、新たな対日政策にあたる「欧州と日本:次のステップ」⁽⁶⁴⁾が採択され、「政治的対話と協力」を基本とする関係構築が表明された⁽⁶⁵⁾。

90年代半ば以降、日本・EU関係が急速に好転した背景には、既に述べたように、冷戦の終結と欧州統合の進展により、EUが将来に対する自信を回復したことが挙げられる。

さらに、日本経済のバブル崩壊と、それに続くデフレ状態⁽⁶⁶⁾(「失われた10年」とも言われる)

の継続により、対EU貿易黒字幅が縮小し、日本に対する脅威感が急速に薄らいだ。また、日本・EC相互間の投資増大により、異質感が緩和されたと指摘されている⁽⁶⁷⁾。

3 対話と協力の時期

◆「日欧協力の10年」と「日本・EU協力のための行動計画」

21世紀に入る頃から、日本とEUの関係に、新たな変化が認められるようになった。2000(平成12)年1月13日、河野洋平外相(当時)は、フランスの国際関係研究所で、「ミレニアム・パートナーシップを求めて—日欧協力の新たな次元」⁽⁶⁸⁾と題する講演を行った。

この講演は、日本とヨーロッパの共通の文化的体験から説き起こし、なぜ日欧関係を強化する必要があるのか(日欧は共通の価値観・課題を共有していること、日欧は安全保障上不可分であること、日欧の相互依存の高まり等)を述べた後に、次のような「日欧協調の三本柱」を挙げた。

① 多様性の下での共通の価値の実現、② 日欧政治協力の強化(紛争予防、軍縮・不拡散、国連改革)、③ グローバル化のメリットの共有。そして、2001年からの10年間を、「日欧協力の10年」とすることを提唱した。

同年7月に開かれた日本・EU定期首脳協議の場で、この「日欧協力の10年」が合意され、

(60) 「貿易不均衡問題」『外交青書 平成4年版』外務省, 1993, pp.255-256; 石川 前掲注(5) p.222.

(61) 『外交青書 平成4年版』同上, p.256.

(62) 我が国が、昭和30(1955)年にGATT(関税と貿易に関する一般協定)に加盟した際、EC諸国(10カ国)は、日本からの輸出攻勢が強まるのではないかと警戒して、最恵国待遇(MNF)を与えず、対日輸入制限、対日輸入数量規制(QR)を設定した。

(63) この協議は、2001年4月4日に協定が締結された。製品等の貿易促進を図るために、通信機器、電気製品、化学品、医薬品の4分野について、輸入時に必要な一定の手続きを輸出国で行うことになった(「日・欧州共同体相互認証協定(MRA)について」〈http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/europe/eu/html/japan_eu_mra.html〉)。

(64) Commission of the European Communities, “Europe and Japan: The Next Steps.” COM(95)73, Brussels, 08.03.1995. 〈http://aei.pitt.edu/4316/01/001026_1.pdf〉

(65) 木村 前掲注(19) p.212.

(66) 平成デフレについては、拙稿「『平成デフレ』と構造改革」『レファレンス』No.607, 2001.8, pp.14-28.を参照。

(67) 木村 前掲注(19) p.212.

(68) MOFA, “Seeking a Millennium Partnership: New Dimensions in Japan-Europe Cooperation.” 〈<http://www.mofa.go.jp/region/europe/fmv0001/speech0113.html>〉; 外務省「河野大臣の欧州政策スピーチの要点」〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/g_kono/arc_00/eu_00/e_yoten.html〉

2001年に行動計画文書を採択することが決まった。2001年12月に、ブリュッセルで開かれた第10回日本・EU首脳協議において、「日本・EU協力のための行動計画」が採択された⁽⁶⁹⁾。

この「行動計画」では、次の4つの重点目標に取り組むことになった。① 平和と安全の促進、② 万人のために、グローバル化の活力を生かした経済・貿易関係の強化、③ 地球規模および社会的課題への挑戦、④ 人的、文化的交流の促進など。

「行動計画」の実施状況は、毎年開催される日本・EU定期首脳会議の場において点検され、必要に応じて改訂される⁽⁷⁰⁾。このフォローアップは、日欧の協力推進のための大きな力になっているという⁽⁷¹⁾。

なお、「日欧協力の10年」の中間点にあたる2005年は、「日・EU市民交流年」と位置づけられ、1,900件を超える催しが行われた。日本におけるEUへの理解が深まったものと思われる⁽⁷²⁾。

III 日本・EU議員会議

— 日本・EU交流史の一側面 —

1 主な日本・EUの対話チャンネル

日本とEUの間には、議員レベル、政府レベル、民間レベル、市民レベル等の様々なレベルで、協議・対話の場が設けられている。例え

ば、以下のようなものである⁽⁷³⁾（順不同）。

◆ **日本・EU議員会議**（年1回）：1978（昭和53）年から開催。日本の国会と欧州議会との間で、懸案事項についての多面的な討議を行っている。

◆ **日本・EU定期首脳協議**（年1回）：1991（平成3）年から開催。日本の首相とEU側の議長国首相及び欧州委員会委員長との間で行われている。

◆ **日本・EUトロイカ協議**（年2回）：1983（昭和58）年から開催。EU側から現議長国及び次期議長国外相、欧州委員会対外関係担当委員、共通外交・安全保障政策上級代表が出席。

◆ **日本・EUハイレベル協議**（年1回）：1973（昭和48）年から開催されている。外務審議官と欧州委員会の対外関係総局長を共同議長とし、経済問題全般を協議する。事務方の協議の場としては、最も高いレベルのものである。

◆ **日本・EU閣僚会議**（年1回）：1984（昭和59）年から開催されている。日本の閣僚と欧州委員会における経済関係の担当委員との間で、経済分野を中心に意見交換を行う。

◆ **日本・EU規制改革対話**（年1回）：1994（平成6）年から開始された規制緩和に関する対話の枠組み。局長級の協議の場であり、双方が規制改革提案書を提出しあい⁽⁷⁴⁾、規制の

(69) Romano Prodi, "Japan and Europe: Global Responsibilities in a Changing World." 2002.4.26.

〈http://jpn.cec.eu.int/PHP/printPage.ph...ome%2Fspeech_en_Speech%252006%2F02.php〉

(70) 「共通の未来の構築 日・EU協力のための行動計画（仮訳）」（日・EU定期首脳協議 ブラッセル, 2001）〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/kodo_k.html〉；駐日欧州委員会代表部『EU拡大と日本への影響』p.22. 〈http://www.deljpn.ec.europa.eu/data/current/EU-Enlargement_Double_page.pdf〉；「共通の未来の構築：日・EU協力のための行動計画（仮訳）」2001. 〈<http://jpn.cec.eu.int/data/current/actionplan2001.pdf>〉

(71) 木村 前掲注(19) p.214.

(72) 首相官邸ホームページ「日・EU間の人的交流と対話を促進するための枠組み」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2006/4/24>〉；ベニータ・フェレロ＝ヴァルトナー「日・EU関係の新しいビジョン」2006.4.6, ブリュッセル. 〈http://jpn.cec.eu.int/PHP/printPage.ph...e%2Fspeech_jp_SPEECH%252005%2F2006.php〉

(73) 外務省「対話の枠組み」〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/taiwa.html>〉；European Commission, "The Institutional Mechanisms of the EU-Japan Relationship." 〈http://ec.europa.eu/external_relations/japan/intro/index.htm〉

(74) 最近のEU側の投資、金融サービス、食品安全等に関する規制緩和提案については、以下を参照。「日本の規制改革に関するEU提案」2006.11. 〈http://www.mofa.go.jp/mofai/area/eu/pdfs/yusen_eu_18.pdf〉

あり方を議論する。

- ◆ **日本・EU環境高級事務レベル会合**:1991(平成3)年7月の「日本・EC共同宣言」(ハーグ宣言)に基づき発足。環境分野の双方の関心事項について、意見交換を行う。平成19年5月に、第10回の会合がブリュッセルで開かれた⁽⁷⁵⁾。
- ◆ **EU・日本ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル**(EU-Japan Business Dialogue Round Table: BDRT)(年1回):1999(平成11)年6月に設立された日本とEUの財界人の会議で、日本、EUそれぞれの企業トップが、共同議長を務める。主要企業のトップが、貿易、投資等に関する諸問題を点検し、政策提言を日欧両政府に対して行う⁽⁷⁶⁾。

以下では、上記のうちから「日本・EU議員会議」を取り上げる。

2 日本・EU議員会議の沿革

日本・EU議員会議は、我が国の国会と欧州議会が、定期的に協議を行うために設けられた会合である。貿易摩擦が深刻化していた昭和53(1978)年に創設されて以来、ほぼ毎年、日欧間の懸案事項等について、多面的な討議を行っている。

取り上げられるテーマも、政治、経済、社会、教育、文化、科学技術等多岐にわたるが、誕生の経緯もあって、日欧経済・貿易関係が中心テーマとなることが多い。

「日本・EC議員会議」設立の契機となったの

は、2度にわたる欧州議会の決議であった⁽⁷⁷⁾。まず、昭和45(1970)年2月2日に、欧州議会は、「共同体6カ国と日本の間の貿易に関する決議」(全11項目)を採択したが、この中に、次のような1項目があった。「EECと日本との関係の推移を注意深く見守り、かつ、必要に応じ、欧州議会と日本の国会との接触の可能性を検討することを所管委員会に命じる⁽⁷⁸⁾」。

さらに昭和52(1977)年3月10日にも、欧州議会は、13項目からなる「ECと日本の間の経済及び貿易関係に関する決議」を採択した。この決議の第10項目は、「議会レベルにおけるかかる協議の重要性を強調し、従って欧州議会及び日本国会議員団の定期的接触の開始を提案する⁽⁷⁹⁾」となっていた。

昭和52年10月12日に、公賓として来日したロイ・ジェンキンスEC委員長は、この欧州議会の決議に基づき、保利茂衆議院議長(当時)に対し、欧州議会と国会との間の定期会議の開始を公式に提案した。保利議長も、提案には原則的に賛成であり、前向きに検討する旨回答した。これを受けて、衆・参それぞれの議院運営委員会理事会での確認等、交流の具体化につき協議が行われた⁽⁸⁰⁾。その結果、毎年1回、交互に代表団を派遣し、定期的に会議を行うこととなった。

昭和53(1978)年7月に、まず我が国の国会代表団(衆議院、参議院の議員10名で構成。団長・倉成正衆議院議員)が欧州議会を訪問し、ルクセンブルクで第1回日本・EC議員会議⁽⁸¹⁾を行った。同じ7月に、衆議院・参議院の招請に

(75) 外務省「第10回日・EU環境高級事務レベル会合の開催について」2007.5.22.

〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/5/1173509_804.html〉

(76) 外務省「EUと日本の対EU関係」〈http://www.mofa.jp/mofaj/annai/listen/interview/intv_16.html〉; EU-Japan Business Dialogue Round Table. “Background” 〈<http://eujapan.com/roundtable/background.html>〉

(77) 『第26回日本・EU議員会議報告書』衆議院事務局, 2005, p.1.; 駐日欧州委員会代表部「第28回日本・EU議員会議、来週、東京で開催」〈http://www.deljpn.ec.europa.eu/home/news_jp_newsobj.2227.php〉

(78) 『欧州議会と日本・EC議員会議』衆議院渉外部, 1993, p.73.

(79) 同上 p.76.; European Parliament, “Resolution on Economic and Trade Relations between the European Community and Japan.” *Official Journal of the European Communities, Information and Notices*. Vol.20, 4 April 1977, pp.24-25.

(80) 『欧州議会の対外交渉活動と日本・EC議員会議』衆議院渉外部, 1987, p.81.

よりコロンボ欧州議会議長が、国会賓客として来日した。その際、コロンボ議長は、「議員団の定期交流を恒常化していきたい」と表明した⁽⁸²⁾。これを受ける形で10月には、東京で、日本・EC議員会議の第2回会議が開かれた。その後、日本・EU議員会議は、日本とEUが相互に議員団を派遣する形で行われている。

3 「第28回日本・EU議員会議」の概要

平成19(2007)年5月28、29日の両日、東京にゲオルク・ヤルツェンボウスキー議員を団長とする対日交流議員団(14名)を迎えて、第28回日本・EU議員会議(第1セッション、第2セッション)が、参議院第43委員会室で開催された。日本側の国会代表団は、衆参両院の議員からなる36名(団長:中山太郎衆議院議員、副団長:松田岩夫参議院議員)であった。

第1セッション(国際政治・安全保障)では、以下の3つのテーマが討議された。①「日本の政治情勢」では、環境問題、国民投票のあり方、年金制度改革等について意見交換が行われた。②「EUの政治情勢」では、安全保障政策、外国人労働者問題等につき議論が行われた。③「中東情勢」では、イラン核問題、パレスチナ和平、イラクの安定化等につき意見を交換した。

第2セッション(日欧協力〈経済・貿易分野を含む〉)では、次の2つのテーマにつき討議が行われた。①「FTA/EPA及びエネルギー政

策」では、日欧のFTA/EPA⁽⁸³⁾戦略の現状、日欧経済協力の重要性、地球温暖化防止に向けた具体的取組み(省エネ技術の活用、排出権取引の積極的活用)等を中心に、意見交換が行われた。②「近隣政策」(欧州から見たロシア、日本から見た中国、中国・ロシア関係〈上海協力機構を含む〉等)では、価値観の異なる隣国との関係構築のあり方とEUの経験、北朝鮮による拉致問題解決に向けての取組み等が議論された⁽⁸⁴⁾。

東京での2日間の会議の後、対日交流議員団は、5月30日、31日に北海道を視察した(自動車リサイクル施設、PCB廃棄物処理施設)⁽⁸⁵⁾。

今年で28回を数える日本・EU議員会議のテーマは、長期にわたり一貫して取り上げられているもの(地球環境問題、軍縮・安全保障問題、日欧貿易問題、日欧協力等)と、その時々国際情勢等を反映したもの(第2次オイル・ショック後のエネルギー問題⁽⁸⁶⁾、フォークランド紛争⁽⁸⁷⁾、国際熱核融合実験炉(ITER)の立地問題⁽⁸⁸⁾、イラク情勢⁽⁸⁹⁾、北朝鮮問題⁽⁹⁰⁾等)からなっている。表4は、日本・EU議員会議の最近のテーマを、一覧表にしたものである。

投資を含む日本・EUの経済・貿易問題は、これまでも取り上げられることの多かったテーマであるが、これは既に述べたように、この会議創設の主な狙いが、日本とEUの貿易問題を討議することにあつたからである。

激しかった日欧の貿易摩擦問題も、今や過去

(81) この会議には、正式には「第1回日本・EC議員会議」の名称は、使われていないという。それは、欧州議会側には、EC域外議会との定期交流は、双方の議長の相互訪問の後に、開始されるという慣例があるためである。しかし、現在では、実質的には「第1回日本・EC議員会議」となっているという(同上, pp.81-82.)。

(82) 前掲注(78) p.31.

(83) 会議の中で、フォード議員(英国)は、韓国とのFTA交渉について、次のように述べた。「韓国については年内の締結を考えている。これが欧州委員会の意向であり、また、韓国貿易大臣の意向でもあると聞いている。」(『第28回日本・EU議員会議概要』参議院事務局, 2007, p.63.)

(84) 同上, pp.13-14, 117.

(85) 「日本・EU議員会議」『第166回国会参議院公報』第78号 平成19年5月18日 p.680.

(86) 『第3回日本・EC議員会議報告書』衆議院事務局, 1980, pp.17-22.

(87) 『第6回日本・EC議員会議報告書』衆議院事務局, 1982, pp.18, 24.

(88) 『第25回日本・EU議員会議報告書』衆議院事務局, 2004, pp.34-37.

(89) 『第24回日本・EU議員会議報告書』衆議院事務局, 2003, pp.11-16.

(90) 『第25回日本・EU議員会議概要』参議院事務局, 2004, pp.16-18.

表4 日本・EU議員会議（第15回～第28回）の各セッションでの議題一覧

第15回（ブリュッセル）（1995年2月21日～23日）	
第1セッション （政治問題）	①EUの政治動向 ②日本の政治動向
第2セッション （経済・貿易問題）	①規制緩和・市場アクセス等 ②情報化社会・AVと文化との関係 ③科学技術協力
第3セッション （国際協力及び安全保障）	①国連—将来の役割及び機構 ②安全保障問題 ③日本・EU協力
第16回（東京）（1995年11月20日～21日）	
第1セッション （日本・EU協力の主要分野）	①GATT及びWTOにおける協力、産業及び投資に関する政策、開発協力 ②教育・訓練及び文化、科学技術
第2セッション （対外及び安全保障政策の分野における協力）	①EU・アジアの地域協力、国連の機構改革 ②アジア及び欧州における安全保障問題、核実験及び関連条約
第3セッション （共通の関心分野）	①日本・EU貿易・金融関係 ②市場開放措置 ③労働市場
第17回（ストラスブール）（1996年7月15日～17日）	
第1セッション	①日本・EU双方の現状 ②アジア及び欧州の安全保障
第2セッション	①WTOにおける協力（シンガポール閣僚会議）②アジア欧州会合（ASEM）・アジア欧州「議会サミット」（ASEP）のフォローアップ ③国連の機能及び役割 ④日本・EUの貿易関係
第3セッション	①情報化社会 ②研究、技術及び環境 ③人的交流
第18回（東京）（1997年10月27日～28日）	
第1セッション	①日本・EU双方の最新状況 ②アジア及び欧州の安全保障問題 ③アジア及び欧州の通貨問題
第2セッション	①日本・EUの貿易関係、規制緩和 ②WTOにおける協力 ③ASEM・ASEPのフォローアップ
第3セッション	21世紀に向けた日欧協力（研究・科学、情報化社会・教育・文化、組織犯罪及び麻薬取引に対する闘い、環境・地球温暖化）
第19回（ストラスブール）（1998年11月18日～19日）	
第1セッション	①日本・EU貿易関係 ②世界的な経済金融危機（IMF、WTO）、民間事業機会の創出（PFI）③世界通貨システムにおけるEMU、ユーロ ④環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）
第2セッション	①欧州情勢（拡大の見通し）②日本を巡る国際状況（東南アジア、中国及びロシアとの関係） ③アジア欧州会合（ASEM）、アジア欧州「議会サミット」（ASEP）／青年交流
第20回（東京）（1999年11月24日～25日）	
第1セッション （経済・貿易）	①通貨問題を含む国際経済 ②アジア経済危機以後の日本及びEUの経済展開 ③日本・EU間の貿易関係とWTO次期ラウンド交渉 ④日本の規制改革
第2セッション （国際政治・安全保障）	①朝鮮半島 ②欧州及びアジアにおけるロシアの役割 ③中国 ④東チモール
第3セッション （環境・エネルギー・日EU協力）	①21世紀の環境問題 ②エネルギー問題の動向 ③日本・EUの技術・学術・文化協力（ユネスコの役割を含む）
第21回（ブリュッセル）（2001年4月9日～11日）	
第1セッション （国際政治・安全保障）	①欧州と日本における政治状況（EU情勢：共通外交安全保障政策、緊急対応部隊、EU設立条約の憲法化、日本情勢：政治状況、内政改革）②地域の安定（中国と台湾、インドネシア、東南アジア）③朝鮮半島情勢 ④南東欧情勢
第2セッション （経済・貿易関係）	①国際経済情勢（ユーロ及び他の通貨の問題、原油価格の高騰の影響）②WTOへの新規加盟（特に中国と台湾）及び新ラウンド（遺伝子組み換え食品の貿易問題、環境問題）③情報技術（特に電気通信分野、インターネットの管理、電子商取引における国際規制）④日欧間の貿易問題（食品の安全、自動車、運輸サービス）と日本の規制改革
第3セッション （日欧協力）	①次期日・EU定期首脳協議の準備状況と行動計画 ②内政問題における日欧協力（移民、人身売買、資金洗浄、フーリガン対策）③エネルギー（国際熱核融合実験炉）、学術研究及び技術における日欧協力 ④教育、科学（医療）、文化における日欧協力（留学生交換、EUビジネスマン日本研修プログラム）

第22回 (東京) (2001年10月29日～30日)	
第1セッション (国際政治・安全保障)	①地球規模の安全保障問題、特にテロリズムの防止 ②日本の政治情勢 ③最近のEU情勢 (EUの拡大、共通外交安全保障政策、欧州の将来) ④北東アジアの安全保障 (朝鮮半島、台湾) ⑤南東欧情勢 (マケドニア)
第2セッション (経済・貿易関係)	①日本経済の動向 (規制改革を含む) ②アジア経済の動向 ③EU経済の発展とロシア経済 ④WTO新ラウンドの展望、中国の加盟
第3セッション (日欧協力)	①「日欧協力の10年」行動計画 ②地球環境問題 (COP7に向けた取り組み) ③開発援助、特にアフリカの感染症対策への協力 ④学術・文化における日欧協力
第23回 (ブリュッセル) (2002年5月22日～23日)	
第1セッション (国際政治・安全保障)	①世界情勢 (中東危機、アフガニスタン情勢を含む) ②最近のEU事情 (EU拡大、欧州の将来) ③日本の政治情勢 ④北東アジアの安全保障 (朝鮮半島、台湾等)
第2セッション (経済・貿易関係)	①EU経済の動向 (経済通貨同盟、リスボン戦略 (労働市場の改革、知識基盤型経済) を含む) ②日本経済の動向 (金融改革、規制改革、高齢化社会を含む) ③最近のWTO情勢
第3セッション (日欧協力)	①「日欧協力の10年」行動計画の実施状況 ②地球環境問題: マラケシュ (COP7) からヨハネスブルグ (持続可能な開発に関する世界首脳会議) へ ③科学・文化協力
第24回 (東京) (2003年5月20日～21日)	
第1セッション (国際政治・安全保障)	①世界情勢 (イラク情勢、テロリズムとの闘い、国連の将来的役割) ②日本の政治情勢 ③最近のEU情勢 (EU拡大、欧州の将来) ④北東アジアの安全保障 (朝鮮半島情勢を中心に)
第2セッション (経済・貿易関係)	①日本経済の動向 ②EU経済の動向 (通貨統合等) ③高齢化社会 (年金問題等) ④WTO新ラウンド交渉
第3セッション (日欧協力)	①「日・EU協力のための行動計画」実施状況 ②地球環境問題 ③科学・文化協力
第25回 (ストラスブール) (2004年4月21日～22日)	
第1セッション (国際政治・安全保障) (経済・貿易関係)	①EUの政治情勢 (EU拡大、欧州憲法の制定等) ②日本の政治情勢 (総選挙後の内政等) ③世界の安全保障問題 (イラク情勢、北朝鮮問題、テロとの闘い)、欧州経済の問題 (通貨ユーロの状況、WTO等)
第2セッション (日欧協力) (経済・貿易関係)	①科学技術及びエネルギー問題 (国際熱核融合実験炉・ITER) の立地問題等 ②文化における日欧協力 ③日本経済の問題 (景気回復の状況、WTO等)
第26回 (東京) (2005年5月16日～17日)	
第1セッション (国際政治・安全保障)	①世界の安全保障問題 (イラク及び中東情勢、朝鮮半島情勢、台湾海峡問題等) ②日本の政治情勢 (憲法をめぐる議論等) ③EUの政治情勢 (欧州憲法条約の批准等)
第2セッション (経済・貿易関係)	①日本経済の動向 (日・EU規制改革対話等) ②EU経済の動向 ③世界経済問題
第3セッション (日欧協力)	①科学・文化協力 (科学技術協力協定、知的財産権の保護、文化の多様性の確保、文化遺産の保護及び芸術の育成に係る国内政策及び日欧協力) ②地球環境問題 (地球温暖化対策、地球の安全保障)
第27回 (ストラスブール) (2006年10月23日～24日)	
第1セッション (国際政治・安全保障)	①日本の政治情勢 ②東アジアにおける安全保障問題 ③欧州域内における安全保障問題 ④中東情勢
第2セッション (社会・経済・貿易関係)	①研究・科学分野における日・EU協力関係 ②人口・移民の展開 ③日・EU間の経済・貿易関係及び国際貿易の更なる進展
第28回 (東京) (2007年5月28日～29日)	
第1セッション (国際政治・安全保障)	①日本の政治情勢 ②EUの政治情勢 ③中東情勢
第2セッション (経済・貿易関係)	①FTA/EPA及びエネルギー政策 ②近隣政策 (欧州から見たロシア、日本から見た中国、中国・ロシア関係 (上海協力機構 (SCO) を含む))

(出典)『第28回日本・EU議員会議概要』参議院事務局, 2007, pp.111-117.より作成。

の出来事となりつつある。最近では、日本・EU間の経済連携協定（EPA）締結に向けた動きに注目が集まっている。

2007年5月6日に、EUと韓国とのFTA（自由貿易協定）交渉が開始され、関税撤廃も具体的日程にのぼってきた⁽⁹¹⁾。こうした動きに我が国の経済界は、危機感を募らせ、提言を発表している⁽⁹²⁾。日本政府も、EPA締結交渉開始に向けた第1段階となる、共同研究（EPA実現への課題、経済効果）を全面的に後押しすることにした模様である⁽⁹³⁾。

IV 日本・EU間の主な懸案事項

現在の日本・EU関係については、「問題のないことが問題」といった声も聞かれる⁽⁹⁴⁾。また、現在の良好な関係が、相互の無関心につながらないようにしなくては、との指摘もある⁽⁹⁵⁾。日本とEUは、民主主義、法の支配、基本的人権という共通の価値観のもと、パートナーシップをはぐくんでいるが⁽⁹⁶⁾、すべての点で、日欧の意見が一致しているというわけではない。

現時点における日本・EUの懸案事項としては、例えば次のようなものが挙げられる。① 対中国武器輸出解禁問題、② 新たな化学物質規制（REACH規制）、③ 独占禁止法の適用強化、④ 国際会計基準問題、⑤ その他である。

以下では各項目について、ごく簡単に内容を紹介する。

1 対中国武器輸出解禁問題

EUは、中国の天安門事件（1989年）の際の人権弾圧に対する制裁措置の1つとして、対中武器輸出禁輸を実施してきた。しかし、2002年頃から解除論議が始まり、2003年12月の欧州理事会では、武器禁輸措置の再検討が決定された。

現段階では、まだEU加盟国内においても、コンセンサスはできていない。フランス、ドイツ等が解除に積極的なのに対し、スウェーデン等は、依然、中国の人権問題に強い不信感を持っており、解除には批判的である。米国、日本等は、先端軍事技術の中国への流出懸念や、東アジアの軍事バランスを崩すおそれがあること等から、解除には反対との意向を表明している⁽⁹⁷⁾。

2005年3月、第10期全国人民代表大会で「反国家分裂法」が制定され、台湾への武力行使の可能性が改めて明らかになったことから、EU内でも、禁輸措置解除に対する慎重論が強まった⁽⁹⁸⁾。我が国は、安全保障上の懸念を各国に伝え、禁輸解除に反対を表明している⁽⁹⁹⁾。

2005年5月17日の「第26回日本・EU議員会議共同声明」では、「両代表団は、先の欧州議会の表明にあるように、EUの対中国武器禁輸の解禁に対して反対を強く表明する」⁽¹⁰⁰⁾と謳っ

(91) European Commission, "Bilateral Trade Relations: Korea" (http://ec.europa.eu/trade...bilateral/countries/korea/index_en.htm) ; 甘利明経済産業大臣は、次のように述べている。「EUは自動車や家電の関税が10%程度と高い。(すでに交渉中の)韓国がEUと協定を結べば、日本企業の輸出力が落ちるうえ、国内の産業空洞化にもつながる」(「EUとEPA、喫緊の課題」『日本経済新聞』2007.8.31.)

(92) 日本経済団体連合会は、2007年6月12日に、「日EU経済連携協定に関する共同研究の開始を求める」と題する提言を発表している。

(93) 「経済連携協定 日・EU交渉へ始動」『朝日新聞』2007.8.29.

(94) 大平 前掲注(6) p.214.

(95) 日本経済団体連合会「欧州統合と日欧経済関係についての基本的考え方」2006.4.18. (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/017.html>)

(96) 前掲注(83) p.73.

(97) Richard F. Grimmert, *European Union's Arms Control Regime and Arms Exports to China*. CRS Report for Congress. RL 32785, March 1, 2005. p.10. (<http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL32785.pdf>) ; 植田 前掲注(57) p.221.

(98) 「政治・安全保障関係」『中国総覧 2005-2006年版』霞山会, 2006, p.237.

(99) 外務省『EU事情と日・EU関係』2007, p.12. (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/jijyou_kankei.pdf)

ている。

2006年9月にヘルシンキで開かれた第9回EU・中国首脳会談において、中国側は、EUの武器禁輸措置は中国に対する差別であり、EUと中国の関係強化の妨げになっているとして、改めて早期の禁輸解除を求めた。これに対し、EU側は、問題の重要性を認識し、禁輸解除に向けて努力する意志のあることを確認することどまった⁽¹⁰¹⁾。

2007(平成19)年1月11日、バローゾ欧州委員会委員長と会談した安倍首相(当時)は、「EUの対中武器輸出禁輸措置の解除は、東アジアの安全保障環境に大きな影響を与えることを懸念しており反対である」と述べ、理解を求めた。これに対し、バローゾ委員長は、「対中武器輸出禁輸問題については、欧州理事会の決定に基づき解除に向けた作業を継続することにしてはいるが、解除がすぐに行われることはない、仮に解除されることとなっても、如何なる意味でも武器輸出の質的増加にはつながらない」⁽¹⁰²⁾と述べた。

これまでのところ、EU側は、日本が武器禁輸措置解除に懸念を表明していることを認識してはいるが、深く斟酌している気配は感じられないという⁽¹⁰³⁾。

EU側は、1998年6月に採択された8項目からなる「武器輸出に関する行動規範」(① 国連決議等の国際合意に反しない、② 人権抑圧に使わ

ない、③ 他国への侵攻、領土紛争を起さない等)⁽¹⁰⁴⁾を強化することによって、中国への武器輸出の透明性は十分保てると考えているようである⁽¹⁰⁵⁾。

2 新たな化学物質規制 (REACH規制)

化学物質の登録、評価、認可及び制限に関するEUの包括的な新規制であるREACH(リーチ: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)が、2006年12月に公布され、2007年6月1日から施行された。施行後11年で、現在使われている約3万の既存の化学物質の登録が、義務づけられることになる⁽¹⁰⁶⁾。

既存化学物質の安全性評価が進んでいない状況を踏まえ、EUは、新たな化学物質規制策であるREACH規制の導入に踏み切った。従来、化学物質の規制は、特定製品や特定物質に限られていたが、今回は、化学物質やその混合物だけでなく、それらを原料として製造された成形品(組立製品等)に含まれる高懸念物質(発がん性がある、毒性が強い等、人の健康や環境に重大な影響を及ぼすと懸念される物質)も、一定の条件の下で、登録、届け出、消費者等への情報提供が義務づけられる⁽¹⁰⁷⁾。

この新たな規制措置は、人の健康や環境保護を飛躍的に向上させると同時に、欧州企業の競争力を削ぐことなく、技術革新を促すことになるという。つまり、EUの産業政策上の思惑も

⁽¹⁰⁰⁾ 『第26回日本・EU議員会議報告書』衆議院事務局, 2005, p.88.

⁽¹⁰¹⁾ Council of the European Union, *Ninth EU-China Summit Helsinki 9 September 2006, Joint Statement*, 11 September 2006, p.2. <http://ec.europa.eu/external_relations/china/summit/index.htm>

⁽¹⁰²⁾ 「安倍総理とバローゾ欧州委員長との会談」2007.1.11. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidans/s_abe/ugbf_07/jeu_kaidan.html>

⁽¹⁰³⁾ 池村俊郎「揺れる欧州の中国観: 武器禁輸解除問題から見えるもの」『外交フォーラム』No.214, 2006.5, p.39.

⁽¹⁰⁴⁾ The Council of the European Union, *European Union Code of Conduct on Arms Exports*. 1998. pp.3-6. <http://ue.eu.int/uedocs/cmsUpload/8675_2_98_en.pdf>

⁽¹⁰⁵⁾ 「武器禁輸の解除は先送り」『中国年鑑 2006年版』創土社, 2006, p.126.

⁽¹⁰⁶⁾ 外務省「EUの新たな化学物質規制 (REACH規制案) の動向」2006.6. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/reach0602.htm>>; 駐日欧州委員会代表部「欧州委員会、化学物質に関するEU新規制 (REACH) の欧州議会票決を歓迎」2006.12.13. <http://jpn.cec.eu.int/home/news_jp_newsobj2004.php#>

⁽¹⁰⁷⁾ 「企業に押し寄せる製品含有化学物質規制の波」『フジサンケイ・ビジネスアイ』2007.9.6.; 環境省「化学物質をめぐる国際潮流について」<<http://www.env.go.jp/chemi/reach/index.html>>; 『ジェトロ貿易投資白書 2007年版』ジェトロ, 2007, p.253.

あるものとみられる⁽¹⁰⁸⁾。REACH規制は、あくまでもEUが作成した地域限定のルール（欧州委員会の規則）ではあるが、EUで年間1トンを超える化学物質を生産、販売する域外の企業や、化学物質を含む製品をEUに輸出する業者は登録が必要となることから⁽¹⁰⁹⁾、この規則が「国際基準」となる可能性はきわめて高いものとみられる。

なお、REACH規制については、次のような問題点が指摘されている。① 化学産業界、特に中小企業への負担が過度となり、対EU輸出への影響が大きい。② 製品に含まれる化学物質の登録条項には、抽象的な表現が多く、運用次第では、必要以上に貿易制限的効果を持つおそれがある。③ OECD等の場で、実施・検討されている化学物質規制制度の国際調査との整合性を確保する必要がある⁽¹¹⁰⁾。

3 独占禁止法の適用強化

欧州委員会の競争政策総局（担当は、オランダ出身のネリー・クルス氏）は、2007年1月24日に、変電設備の国際カルテルに加わったとして、日欧の重電メーカー12社（シーメンス、富士電機、日立、東芝、三菱電機等）に対し、総額7億5071万2500ユーロ（約1,200億円）の制裁金を課した⁽¹¹¹⁾（重電カルテル事件）。

制裁金の支払いを命じられた日本企業は、欧

州市場での販売実績がほとんどなかった。日本の考え方では、違対象分野での販売実績がなければ、カルテルも成り立たない。しかし、欧州委員会は、販売実績ではなく、話し合いにより故意に欧州市場への参入を控えた点、つまり日欧企業が日本とEU市場の住み分けを行っていた点を、違法と認定したのである⁽¹¹²⁾。日本企業に対して、EUの独禁法のルールを遵守するよう迫った形である。

今や、EUのルールが「国際基準」になろうとしている。変電設備のほかにも、ファスナー⁽¹¹³⁾、エレベーターメーカー等が制裁金を課せられ、板ガラスメーカーも、カルテルの疑いを通告されている⁽¹¹⁴⁾。こうしたことから、日本企業がEUの独占禁止法違反に問われ、制裁金を課せられるケースが増えそうである⁽¹¹⁵⁾。

4 国際財務報告基準問題

金融市場のグローバル化が進む中で、会計基準の統一を図ろうとする動きが進んでいる。2005年1月1日から、EUは、域内の上場企業に対し、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）に基づく連結財務諸表の作成を義務づけている。

EU市場で公募または上場する域外企業（日本企業を含む）は、2009年（当初、適用開始は2007年1月からとされていた。）から、国際財務

(108) 山根光太郎「“国際標準製造マシン”が世界を耳取る」『Foresight』No.208, July 2007, pp.84-85.

(109) 10トン以上の場合、安全評価が義務づけられる。

(110) 外務省 前掲注 (106)

(111) EU, “Competition: Commission fines Members of Gas insulated Switchgear Cartel over 750 Million Euros.” Press Releases, 24 January 2007.

〈<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/80&guiLanguage=en>〉

(112) “EU levies large Fines for Firms’ bid Rigging.” *International Herald Tribune*, January 24, 2007.

(113) 2007年9月19日に、大手ファスナー・メーカーのYKK等が、価格カルテルを結んだとして、3億2864万ユーロ（約530億円）の制裁金支払いを命じられた（“Antitrust: Commission fines Members of Fasteners Cartels over € 328 Million” Press Release, 19 September 2007.; 「価格カルテル、YKKに制裁金」『毎日新聞』2007.9.20.）。

(114) “Competition: European Commission confirms sending a Statement of Objections to alleged Participants in a Cartel for Flat Glass.”

〈<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/102&format=HTML>〉

(115) 「EU、独禁法の適用強化」『日本経済新聞』2007.8.16. 夕刊; なお、2007年9月には、EUの独占禁止法違反の判定（独占的地位の乱用）を不服とした米マイクロソフト社の訴えを退ける判決が、欧州司法裁判所から出されている（「EU独禁法違反訴訟」『日本経済新聞』2007.9.18.）。

報告基準もしくはそれと同等の基準に基づいた財務報告書の作成が義務づけられる。国際的なコンバージェンス（収斂）が進んでいることから、EUは、適用開始を2年間延期し⁽¹¹⁶⁾、日米加等主要国の会計基準の同等性評価の作業を進めている⁽¹¹⁷⁾。

日本経済団体連合会等は、日本が会計基準の国際的な収斂に遅れをとった場合には、日本企業の海外での資金調達に支障をきたすとして、適切な対応をとるように要請している。さらに、2008年に、日本の会計基準がIFRSと同等と評価された場合には、「日本企業の日本基準でのEU上場とEU企業の国際基準での日本上場について、政府レベルで相互に正式に承認すべきである⁽¹¹⁸⁾」としている。

欧州証券規制委員会（CESR）は、日本の会計基準について同等性評価を行い、第1次評価で、26項目について調整が必要だと結論づけている。

5 その他

以上の他にも、先進諸国ではあまり見られないEUの高関税（家電、トラック等）も課題の1つである⁽¹¹⁹⁾。

経済分野以外では、「死刑制度」が両国間の課題と考えられる。EUは、死刑制度の廃止を主張しており、日本側との溝は深い⁽¹²⁰⁾。第28回日本・EU議員会議の際、ヤルツェンボウスキー団長（ドイツキリスト教民主同盟）は、次のように述べた。

「欧州側は、日本政府も日本国民も死刑廃止に積極的でないことは承知している。本件は欧

州議会にとって極めて重要で、日本側も本件が我々の関心事項だと承知しているだろう。哲学的見地からしても、EUは人命を奪いたくないと強く考えている」、「今後、特に意見交換の場を設ける予定は無いが、日本及びEUの様々な団体間で議論が行われていることを支持する。EUは常にパートナー国の文化を尊重しているが、草の根レベル又は法律家同士のレベルで議論を続け、やがて共通の見解に至ることができればと思う⁽¹²¹⁾」。

おわりに — 東アジアと拡大EUの経験 —

二国間の外交関係を発展させる意味合いは、相互理解を深めると同時に、話し合いを通じて意思の疎通を図り、懸案事項解決の糸口を見つけ出すことにある。さらに、相手国の貴重な経験から教訓を学ぶという側面もあろう。目下のところ、日本・EU間には、緊急に解決しなければならない大きな懸案事項はないと言われる。そうであるならば、EUの拡大・統合の経験から、日本が学ぶことも、1つのポイントとなるのではないだろうか。

中国が急成長を遂げる中で、「東アジア共同体」というアジアの地域協力・地域統合に、我が国がいかに関わるのか、誰がリーダーシップをとってアジア地域の安定と繁栄を築くのか、ということは、大きな問題である。この問題に取り組む際に、1歩も2歩も先を行くEUの拡大の経験は、我が国にとっても教訓となるだろう。

第5次EU拡大（「東方拡大」）の理念を表した言葉に、「多様性の中での統一」というのがあ

⁽¹¹⁶⁾ 「EUによる会計基準・監査の同等性評価について」金融庁, 2007.3.27.

〈<http://www.fsa.go.jp/singi/singi-kigyousiryou/soukai/20070327/03-1.pdf>〉

⁽¹¹⁷⁾ KPMG Japan「国際財務報告基準（IFRS）の日本企業への影響」〈<http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/jp/german/200609/07.html>〉；日本経済団体連合会 前掲注⁽⁹⁵⁾ p.5.

⁽¹¹⁸⁾ 日本経済団体連合会「今後の会計基準のコンバージェンスの進め方について」2007.8.8.

〈<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/064.html>〉

⁽¹¹⁹⁾ 日本経済団体連合会 前掲注⁽⁹⁵⁾

⁽¹²⁰⁾ 駐日欧州委員会代表部「EUと死刑」〈http://jpn.cec.eu.intunion/showpage_jp_union.death%penalty.php〉

⁽¹²¹⁾ 前掲注⁽⁸³⁾ p.74.

る。EUは、これまで加盟各国の特性や文化的多様性を尊重しながら、統合を進めてきたし、今後も、この方向で進んでいくものと思われる。EUの統合の進め方は、我が国が、独自の対アジア構想を打ち出す際にも、参考になると言われる⁽¹²²⁾。

つまり、EUが困難な多国間の調整をどのように行い、どういう形で問題点を解決したのかという手法は、我が国にも大いに参考になるで

あろう。ただ、アジアと欧州とでは経済発展の度合い等、様々な面で違いが大きい⁽¹²³⁾。それゆえ、EUのように感情論を排し合理的に割り切って、超国家的な機構を目指すということは難しいようである。もっと緩やかな多様性を包含できる体制を作っていくことが望ましいと言われている⁽¹²⁴⁾。

(いわき しげゆき 専門調査員)

⁽¹²²⁾ ベルンハルド・ツェプター大使「最近のEUの動向と日本との関係」2006.6.1.

〈http://www.fuec.fukuyama-u.ac.jp/ec/speechFukuyama-010606_Jnew.pdf〉

⁽¹²³⁾ Takayuki Kimura, "The EU Enlargement and the EU-Japan Economic Relationship." Takako Ueta and Eric Remacle, *Japan and Enlarged Europe*. P.I.E.-P.Lang: Brussels, 2005, p.186.

⁽¹²⁴⁾ 谷口誠「『東アジア共同体』のゆくえ」『世界と議会』No. 513, 2007.5, pp.26-27.